



# 宮 崎 県 公 報

平成28年1月18日(月曜日) 第 2760 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

- 保安林の指定予定の通知(3件)……………(自然環境課) 1
- 道路の供用の開始……………(道路保全課) 1

- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………( “ ) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………( “ ) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………( “ ) 2

### 病院局公告

- 落札者等の公告(2件)…………… 2

## 告 示

### 宮崎県告示第30号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年1月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字三挺弓2823-89(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第31号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年1月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字平崎5199-1・5200-1・5200-16(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第32号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年1月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字月井谷1284
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第33号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年1月18日から平成28年2月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
17	県道	南俣宮 崎線	東諸県郡綾 町大字入野 字城平2817 番2地先か ら同郡同町 同大字同字 2819番1地 先まで	平成28年1月18日

**宮崎県告示第34号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年1月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高千穂町	笹ノ都	I-1-1883	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第35号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年1月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別 警戒区域の箇所 （溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高千穂町	笹ノ都	I-1-1883	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第36号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により平成22年宮崎県告示第108号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のと

おりとする。

平成28年1月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高千穂町	笹ノ戸	I-1-1883	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第37号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により平成22年宮崎県告示第111号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年1月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別 警戒区域の箇所 （溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高千穂町	笹ノ戸	I-1-1883	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。）

**病院局公告**

**落札者等の公告**

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成28年1月18日

県立宮崎病院長 菊池郁夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
自動採血管準備システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当  
宮崎市北高松町5番30号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年12月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
㈱朝日サイエンス 宮崎市大字本郷北方2488番地18
- 5 落札金額  
30,218,400円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成27年12月14日

**落札者等の公告**

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成28年1月18日

県立宮崎病院長 菊 池 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
一般X線撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当  
宮崎市北高松町5番30号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年12月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
(株)アステム宮崎営業部 宮崎市江平中町5番地1
- 5 落札金額  
30,564,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成27年12月14日

--	--